

酒々井町

空き家バンク制度のご案内

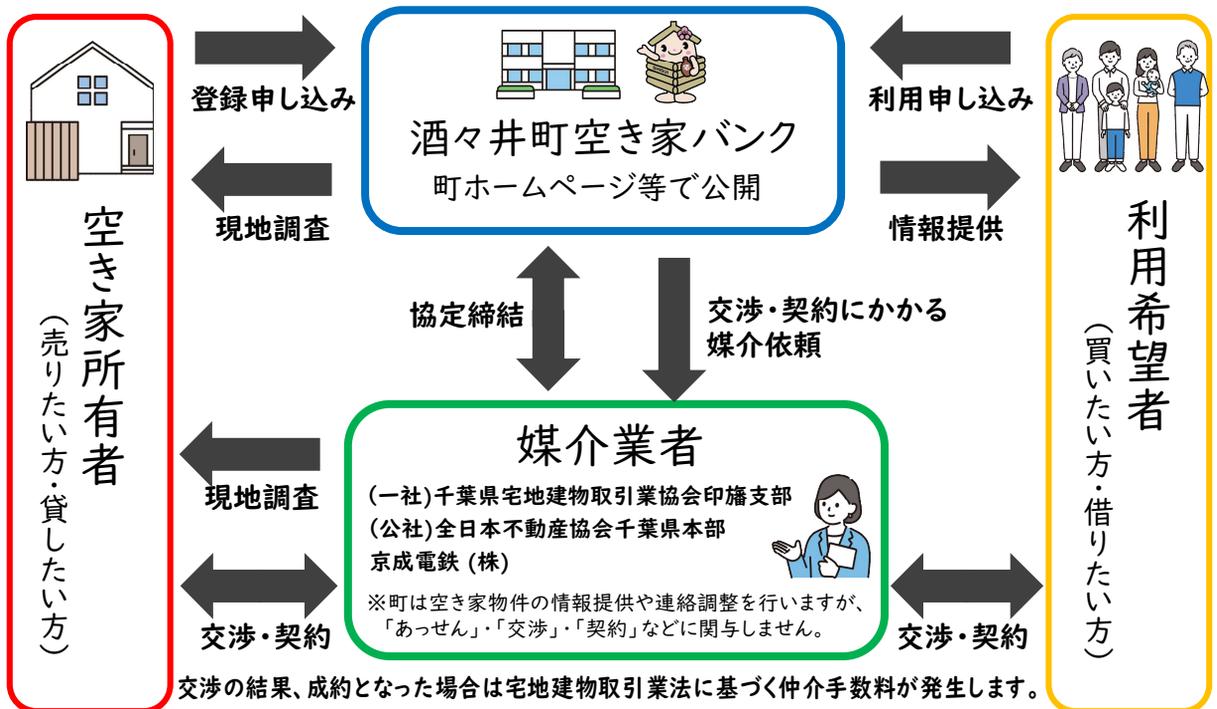
空き家バンクとは

町内の空き家を「売りたい・貸したい」と検討されている空き家所有者の方から物件登録の申請をいただき、町のホームページなどで公開します。

その情報を閲覧した、移住や住み替えなどで空き家を「買いたい・借りたい」という利用希望者と所有者との橋渡しをする制度です。

町内に空き家を所有していて、利活用をお考えの方は、ぜひ酒々井町空き家バンクへの登録をご検討ください。

空き家バンクの仕組み



空き家バンク登録要件について

- 申込者の要件 町内に所在する空き家の所有者(売却や賃貸を行う権利を有する方)
- 空き家の要件 居住、その他の使用がなされていないことが常態的となっている住宅・店舗
ただし、次のいずれかに該当する空き家は登録できません。

- ・既に媒介契約または仲介契約を結んでいるもの
- ・建築基準法など関係法令に違反しているもの
- ・暴力団と関係の有する方が所有権等の権利を有するもの
- ・老朽化が激しいもの
- ・市街化調整区域にあり、用途変更の許可見込みがないもの
- ・その他町長が不適当と認めるもの

空き家バンクの手続き方法

● 空き家の所有者（売りたい・貸したい）

- ・ 空き家物件の登録
物件登録申込書、物件登録カードなどの書類を作成いただき、町へ申し込みください。
- ・ 現地調査
所有者立ち会いのもと、媒介担当者・町職員が物件の周辺環境や外観、空き家の状態などについて確認を行います。
- ・ 物件登録・情報掲載・見学の立ち会い
物件を空き家バンクに登録し、町ホームページや、媒介担当者のサイトへ情報を掲載します。町を通して利用希望者から見学の申し込みを受けた際は、立ち会い願います。
- ・ 交渉・契約
利用希望者と直接の交渉または媒介担当者の仲介により、交渉・契約を行います。

● 空き家の利用希望者（買いたい・貸りたい）

- ・ 空き家情報の閲覧
町ホームページや媒介担当者のポータルサイトから、登録された空き家の情報を閲覧できます。
- ・ 利用希望の申し込み
利用登録申込書を作成いただき、町へ申し込みください。
- ・ 見学希望の連絡
見学を希望する空き家を町へご連絡ください。所有者・媒介担当者・町職員と物件を見学します。
- ・ 交渉・契約
所有者と直接の交渉または媒介担当者の仲介により、交渉・契約を行います。



※町は空き家物件の情報提供や連絡調整を行いますが、「あっせん」・「交渉」・「契約」などに関与しません。

空き家バンク助成金

● 成約助成金

- ・ 対象者
登録物件の売買または賃貸借の契約を締結した空き家バンク登録物件の所有者
- ・ 交付要件
①世帯全員が市区町村民税に滞納がないこと
②生活保護法による保護を受けていない世帯
- ・ 成約助成金の額
売買の場合：5万円
賃貸借の場合：2万5千円



● 入居助成金

- ・ 対象者
登録物件の売買または賃貸借の契約を締結した空き家バンク利用登録者
※町外からの一時的な移住（3年以内）または団体生活を主とした目的としていない者
- ・ 交付要件
①契約を締結した空き家バンク登録物件以外に町内の土地や建物を所有していないこと
②売買または賃貸借の契約を締結した登録物件の所在地で当町の住民基本台帳登録をしていること
③世帯全員が市区町村民税に滞納がないこと
④生活保護法による保護を受けていない世帯
- ・ 成約助成金の額
売買の場合：10万円
賃貸借の場合：5万円

中学生以下の子どもを有する場合
子ども一人あたり5万円を加算

【空き家バンクに関するお問い合わせ】

酒々井町役場 企画財政課 企画・地方創生推進室
〒285-8510
千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11
TEL 043-496-1171（役場代表） 内線224



空き家バンク
町ホームページ

